

遠別町特定事業主行動計画の実施状況及び遠別町職員における女性の活躍状況の公表

遠別町では、次世代育成支援対策推進法並びに女性の職業生活における活躍推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、「遠別町特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

また、あわせて女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、遠別町における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用試験の受験者の女性割合（常勤職員）

職 種	目標 (R2 年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
事 務 職	—	0.0%	14.2%	16.6%	22.2%	50.0%
技 術 職	—	25.0%	—	100.0%	0.0%	100.0%
全 体	30.0%以上	11.1%	14.2%	23.0%	16.6%	60.0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

		目標 (R2 年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
男 性	事 務 職	10.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	技 術 職		—	0.0%	—	—	0.0%
女 性	事 務 職	—	—	100.0%	—	—	100.0%
	技 術 職	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	—

○取得期間の状況（令和 2 年度）

【男性職員】 実績なし

【女性職員】 半年以上 1 年未満：100.0%

(2) 男性職員の配偶者出産休暇（2 日）及び育児参加のための休暇（5 日）取得率

	目標 (R2 年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
配偶者出産休暇	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
育児参加のための休暇	100.0%	0.0%	66.6%	0.0%	100.0%	33.3%

(3) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

	目標（R2年度）	全体	事務職	技術職
i) 平均取得日数	15日以上	9日	9日	11日
ii) 取得日数が5日未満の職員割合	—	28.6%	28.8%	27.8%

※20日以上付与したものに限る

※期間中に採用、退職、休職者を除く